

# 収支内訳書は罰則のない「訓示規定」 提出しない事で不利益な扱いは受けません

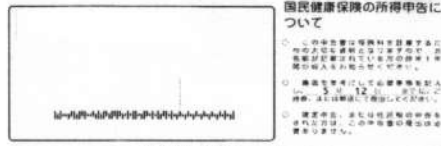
連休明けから「税務署から『収支内訳書』なるものが送られてきたが、出さないとならないのか?どうしたらいいのか?」との問い合わせが確定申告を終えた会員から連日事務所に寄せられています。

「収支内訳書」は提出しなくても罰則はありません。1001国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。

収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上を把握するために、収支内訳書の提出を強要する動きがありますが、毅然と対応することが必要です。「消費税の確定申告に対する書類の不備」として付表2(または5)の提出を求められている方もいますが、扱いについては「収支内訳書と同じ」です。

また、区役所から「国民健康保険所得申告書」(下図参照)も送付されて来ていますが、確定申告を行っている方は提出する必要はありません。

これから支部・班で行われる会合では「収支内訳書とは?」「税務署の調査に法的な根拠は?」などの討議を進めながら、納税者の権利についてみんなで学びましょう。(再度掲載します)



▲送付されてきている国民健康保険所得申告書



▲多くの参加で行われた平和行進

## 核のない平和な世界を 国民平和大行進

8月に広島・長崎で行われる原水爆禁止世界大会に向けて、全国各地で平和行進が行われています。

21日(土)は札幌で3つのコースに分かれて平和行進が行われました。

震災による原発問題を通じて、世界規模で「核兵器廃絶」の動きが大きく広がっています。核兵器のない平和な社会でこそ、安心して商売が続けられます。

## 第38回定期総会の発言③ 全国業者青年交流会に参加して

武田友貴(青年部幹事)

青年部の武田です。ススキノでカクテルバーを経営しています。

昨年9月に長野県で行われた全国業者青年交流会に事務局の森さんと一緒に参加しました。

入会して半年も経っていない私にこのような集まりに参加する機会を与えて下さった役員の方、民商の皆さんにこの場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

1日目は、講演・コンサート・業者青年の主張・名刺交換会など、盛りだくさんの企画でした。前日は遅くまで仕事をしており、当日も早朝の出発で私について行くのが精一杯。2日目は分科会とシンポジウムが行われ、私は小売・サービス業の分科会に参加



しました。皆、人の大切さを理解していて誰に向け何処に向け情報発信をすることで商売に反映させるか語り合い、自身の店に於いて修正点など洗い出す良い機会となりました。特に人とのつながりを大切にすることを理解している人が多いのと、商売への熱意を持っている人が多かったのが印象的で刺激的でした。

交流会で名刺交換をした東京の方が、私の店に来てくれました。全国規模で活動する民商ならではのつながりが出来たと喜んでいきます。

全体会では、各民商・各県連が青年部活動を大いに盛り上げていく事に驚きました。また、青年部が元気な民商は、民商全体が元気だということも強調され、中部民商もそうしていきたいという決意を強く持ちました。

民商に入会してまだ一年。青年部活動に参加する中で、少しずつ民商の事を知ってきました。私も微力ながら、自分のできる事を少しずつしていきながら、民商の活動に参加していきたいと思えます。



▲発言する武田代議員